

矢部川漁業協同組合内共第1号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は矢部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、すっぽん、てながえび、もくずがに、うぐい、おいかわ、やまめ（えのは））の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 第1条に規定する漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には、様式（1）による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
手釣、竿釣	1人3本以内
吸込釣	1人3本以内
うなぎうけ	1人5個以内
かにえさうけ	1人3個以内

さで網	1人1統
投網	1人1統

2 あゆのごろびき（ひっかけ釣）はしてはならない。

（禁止期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 期間	備考
もくずがに	12月15日から翌年8月31日まで	
てながえび	5月1日から6月30日まで	
わかさぎ	4月1日から10月30日まで	
あゆ	1月1日から5月31日まで	福岡県漁業調整規則の規定による
	10月16日から10月31日まで	
こい、ふな	6月1日から6月30日まで	福岡県漁業調整規則の規定による
おいかわ（はや）	2月1日から2月末日まで （但し、竿釣による場合を除く）	
	5月1日から5月31日まで （但し、竿釣による場合を除く）	
うぐい	3月1日から5月31日まで	福岡県漁業調整規則の規定による
すっぽん	1月1日から3月31日まで及び6月1日から7月31日まで	
やまめ（えのは）	10月1日から12月31日まで	
	1月1日から2月末日まで	福岡県内水面漁場管理委員会指示

2 網漁具の使用による水産動物の採捕を5月1日から5月31日までの期間禁止する。

ただし、こい、ふなを採捕する網目4cm以上の網漁具を使用する場合は、この限りでない。

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる大きさのも

のを採捕してはならない。

魚種	全長等
こい	全長 20 cm 以下
ふな	全長 7 cm 以下
うなぎ	全長 25 cm 以下
やまめ(えのは)	全長 10 cm 以下
おいかわ	全長 5 cm 以下
うぐい	全長 10 cm 以下
わかさぎ	全長 3 cm 以下
すっぽん	体重 200 g 以下
もくずがに	甲長 4 cm 以下
てながえび	全長 3 cm 以下

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域において右欄の期間中遊漁してはならない。

区域	期間	備考
みやま市瀬高町大字本郷 名鶴井堰ゲート上流 5m から同ゲート下流 45m まで	1月1日から12月31日 日まで	福岡県漁業調整規則の規定による
みやま市瀬高町大字本郷 太田堰の上流 50m から下流 200m まで		
八女市星野村大字東山こうもり淵 本星野堰上流 94m 標柱より上流 50m 標柱まで	1月1日から12月31日 日まで	
八女市星野村一の瀬 野添堰から上流 200m まで		
八女市上陽町大字北川内 寄口橋から上流 300m まで		
八女市黒木町大字大淵 砂原淵堰から上流本田橋まで		
八女市黒木町大字木屋 長淵堰から上流原天満宮下まで		
八女市黒木町大字湯辺田		

釜屋橋上流 150m から惣川内堰下流 60m まで	2月1日か ら5月31日 まで
八女市立花町大字兼松 兼松橋から上流多々良橋まで	
みやま市瀬高町大字本郷字三本松 大和堰の上流 50m から下流旧国鉄佐賀線鉄 橋まで	
柳川市三橋町大字磯鳥字石林 三瀦用水取入口から下流同用水余水路口ま で	
みやま市瀬高町大字広瀬 広瀬堰の上流 10m から下流 200m まで	
八女市大字津江 花宗堰の上流 20m から下流 100m まで	
八女市大字矢原 白木川合流点から下流 300m 標柱まで	9月15日か ら10月31 日まで
みやま市瀬高町大字本郷 旧国鉄佐賀線鉄橋から松原堰まで	
筑後市大字北長田字西境瀬 松永川合流点（観光橋）から上流 280m まで	

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、ふな、おいかわ、 うなぎ、やまめ(えのは)、わか さぎ、うぐい、てながえび	投網、徒手	1年	7,000円
あゆ、こい、ふな、おいかわ、 うなぎ、やまめ(えのは)、わか さぎ、うぐい、てながえび	さで網、徒手	1年	5,000円
もくずがに、うなぎ	うなぎうけ	1年	5,000円

	かにえさうけ		
あゆ	手釣、竿釣	1日	前売り 2,000円 現場売り 3,000円
こい、ふな、おいかわ、うなぎ、 やまめ(えのは)、わかさぎ、う ぐい、てながえび	手釣、竿釣、徒手	1日	500円

- 2 第2条第1項の規定により承認を受けた者で、ア欄に掲げる内容で、イ欄の規模により遊漁をする場合の遊漁料はウ欄のとおりとする。

ア 漁業の内容		イ 規模	ウ 特別遊漁料
魚種	漁具、漁法		
あゆ、こい、ふな、お いかわ、うなぎ、わか さぎ、やまめ(えの は)、うぐい、てなが えび	ゴムボート (釣りに限る。)	1隻以内	1年間 3,000円

- 3 第7条第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

組合事務所（福岡県八女市大字山内748番地）及び組合が指定する組合員、並びに釣具店等。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第8条 次のア表に掲げる第五種共同漁業権漁場にかかるすべての漁場区域において、イ表ア欄の水産動物を同表イ欄の漁具、漁法を使用して遊漁しようとする者は、あらかじめイ表エ欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について、福岡県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）の承認を受けなければならない。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料、中学校・高等学校生徒又は肢体不自由者は、イ表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
矢部川	内共第1号
筑後川（上流）	内共第2号
筑後川（下流）	内共第3号
八木山川	内共第5号
今川	内共第6号
祓川	内共第7号
岩岳川	内共第8号
花宗池	内共第9号

イ表

ア 水産動物	イ 漁具、漁法	ウ 規模	エ 年遊漁料
あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	10,000円
こい、ふな、うなぎ、おいかわ、もくずがに、てながえび、うぐい、すっぽん	手釣、竿釣	3本以内	4,000円
あゆ	手釣、竿釣	1本	8,000円
やまめ（えのは）	手釣、竿釣	3本以内	3,000円
わかさぎ	手釣、竿釣	3本以内	2,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

内水漁連（所在地 福岡市博多区東公園7番7号）及び福岡県の内水面関係組合が指定した釣具店等。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は第2条第4項の遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の承認を行ったときは様式（2）、（3）の遊漁承認証を交付するものとする。

内水面漁連は第8条第1項の遊漁料の納付を受けたときは様式（4）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁するとき遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が指定した産卵場の川底をかくはんしてはならない。

5 釣りによる遊漁は、日没から日の出までの間は禁止する。

6 この漁場区域に架設された橋梁上からの遊漁を禁止する。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、この規則励行に関し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、様式(5)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は認可の日から施行する。

様式（1）

遊 漁 承 認 申 請 書

矢部川漁業協同組合長 殿

住所
氏名

矢部川漁業協同組合遊漁規則第2条の規定により遊漁の承認を受けた
ので、下記のとおり申請します。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月 日

2 魚 種

3 漁具、漁法

4 区域

様式（２） 遊漁承認証（日釣り券）

表

裏

No. _____
遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	住所
	氏名 (才)

承認期間 _____ 年 月 日
魚種 _____
漁具漁法 釣り（３本以内）
遊漁区域 _____
遊漁料 _____
発行者 矢部川漁業協同組合

注 意 事 項

- 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式（３） 遊漁承認証（年券）

表

裏

No. _____
遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊漁者	住所
	氏名 (才)

承認期間 _____
魚種 _____
漁具漁法 _____
遊漁区域 _____
遊漁料 _____
発行者 矢部川漁業協同組合

注 意 事 項

- 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式（４） 県内共通遊漁承認証

表

裏

No. _____

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	住所
	氏名 (才)

承認期間
魚種
漁具漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者
福岡県内水面漁業協同組合連合会

注 意 事 項

- 1 遊漁者は遊漁するときは、この承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は漁場監視員の要求があつたときは遊漁承認証を提示しなければならない。

様式（５） 漁場監視員証

表

裏

No. _____

漁場監視員証

下記の者は当組合の監視員であることを証明する。

住所
氏名

有効期間
発行者
矢部川漁業協同組合

注 意 事 項

- 1
- 2